

松本市告示第182号

松本市公認スポーツ指導者資格取得推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

松本市長 臥雲 義尚

松本市公認スポーツ指導者資格取得推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中学校部活動から地域クラブ活動への移行に当たり、指導者の質・量の確保を推進することを目的に、指導者資格取得に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び「松本市部活動地域移行推進計画」に準拠し、市立中学校部活動において実施されている競技について市内を拠点として活動している地域クラブの指導者であって、対象資格の取得に係る講座を受講し、登録した者とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の対象経費、対象資格、補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

対象経費	対象資格	補助率	補助限度額
対象資格の取得に係る受講費用（受講料及びテキスト代をいう。）	(1) 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）コーチ1及びスタートコーチ (2) 公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）及び公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という。）公認C級コーチ	2分の1以内	20,000円
対象資格の登録料	JSPOコーチ1及びスタートコーチ	8分の1以内	2,500円
	JBA及びJFA公認C級コーチ	2分の1以内	

(交付申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象資格の登録が完了した日（以下「登録完了日」という。）から起算して30日以内又は登録完了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、松本市公認スポーツ指導者資格取得推進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 受講した講習会等の内容が確認できる書類
- (2) 受講料及びテキスト代等の支払が確認できる書類
- (3) 登録料の支払が確認できる書類

(交付決定及び確定通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、松本市公認スポーツ指導者資格取得推進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還）

第6条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定及び補助額の確定を受けたとき。
- (3) その他市長が不適切と認める行為があったとき。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

松本市公認スポーツ指導者資格取得推進事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

申請者

〒

住所

ふりがな

氏名

電話

松本市公認スポーツ指導者資格取得推進事業補助金の交付について申請します。

対象資格	J S P O ・ J B A ・ J F A
	コーチ1 ・ スタートコーチ ・ 公認C級コーチ
受講費用	円
登録料	円
交付申請額	円

添付書類

- (1) 受講した講習会等の内容が確認できる書類
- (2) 受講料及びテキスト代等の支払が確認できる書類
- (3) 登録料の支払が確認できる書類

様式第2号（第5条関係）

松本市公認スポーツ指導者資格取得推進事業補助金
交付決定通知書兼確定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けの松本市公認スポーツ指導者資格（JSPO・JBA・JFA）（コーチ1・スタートコーチ・公認C級コーチ）取得推進事業補助金交付申請書兼実績報告書を審査した結果、次のとおり決定（確定）しました。

補助金決定額 (補助金確定額)	_____円
--------------------	--------